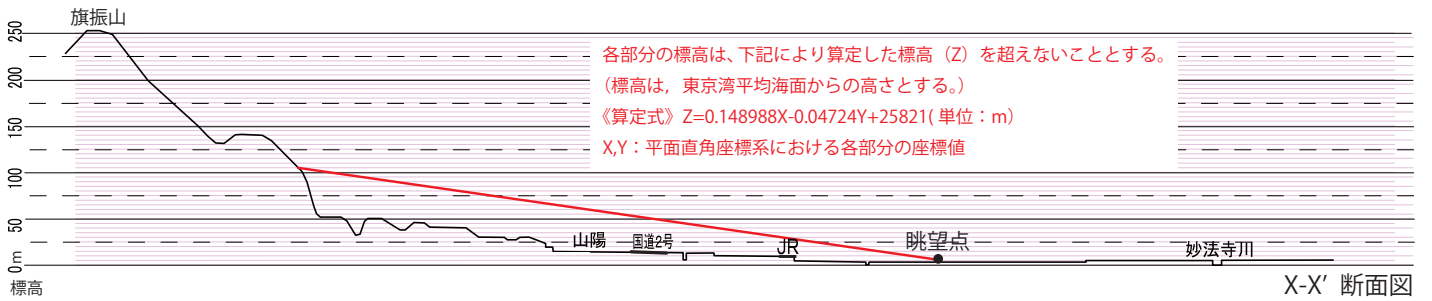
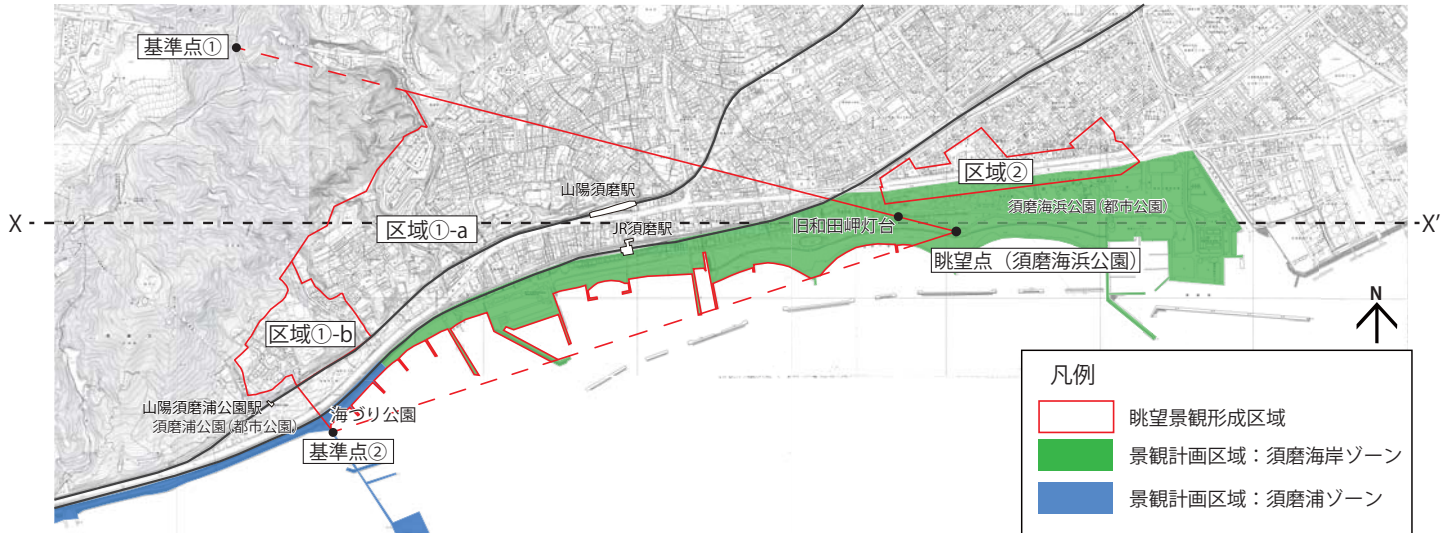


眺望景観形成区域 C (眺望点：須磨海浜公園)



鉢伏山～鉄拐山方向の眺望景観



区域②対象範囲

眺望景観形成誘導基準 C

須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成

1 鉢伏山から鉄拐山の山並み

鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観を保全するため、建築物等の高さや形態意匠、屋外広告物に関する誘導基準を設けます。

1. 眺望点

須磨海浜公園南側広場中央部

2. 規制・誘導範囲

眺望景観形成区域 C-①-a、C-①-b の範囲

3. 眺望景観形成誘導基準

① 建築物等の高さ（屋上広告物などの工作物を含めた外観上の高さ）

区域 C-①-a において、旧和田岬灯台の中心線を垂直方向に延長した線と山の稜線との交点（基準点①）と海づり公園（基準点②）を結ぶ基準線と眺望点（須磨海浜公園）とを結んだ平面を基準面とし、新築の建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととします。

基準面の標高の算定式 $Z = 0.148988X - 0.04724Y + 25821$ （単位：m）

Z：基準面の標高（東京湾平均海面からの高さ）

X,Y：平面直角座標系（5系）における建築物等の各部分の座標値

② 建築物等の色彩

建物の外壁は、アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とします。

R・Y R・Y系の彩度は4以下、その他は2以下、明度は5以上7以下とします。

ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩及び景観に寄与する色彩についてはこの限りではありません。

また、商業業務地（商業地域、近隣商業地域）においては、外壁の色彩について、低層部（1, 2階かつ10m以下）は各立面ごとにその面積の5割未満、それ以外は各立面ごとにその面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩は、本基準を適用しません。

屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとします。

③ 屋外広告物の意匠

区域 C-①-a 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とします。

区域 C-①-b 屋上広告物を禁止します。

その他の屋外広告物は、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とします。

2 松林越しの見晴らし

松林の景観が乱されないよう、国道2号沿いの建築物等の形態意匠や屋外広告物に関する誘導基準を設けます。

1. 眺望点

須磨海浜公園南側の遊歩道上

2. 規制・誘導範囲

眺望景観形成区域 C-②の範囲

3. 眺望景観形成誘導基準

① 建築物等の色彩

建物の外壁は、高明度・低彩度を基本に、背景の空に溶け込むような色彩とします。

R・Y R・Y系の彩度は2以下、明度は8以上とします。

ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩及び景観に寄与する色彩についてはこの限りではありません。

また、商業業務地（商業地域、近隣商業地域）においては、外壁の色彩について、低層部（1, 2階かつ10m以下）は各立面ごとにその面積の5割未満の範囲内で使用される部分の色彩は、本基準を適用しません。

屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとします。

② 屋外広告物の意匠

屋上広告物を禁止します。その他の屋外広告物は、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とします。

▶ 適用除外（眺望景観形成誘導基準 C）

(a) 誘導基準の施行日（平成25年4月1日）に既に存在している建築物等

(b) 都市計画に位置づけている、特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区、高さの最高限度を定めている地区計画・景観計画区域の建築物等（区域 C-①-a における建築物等の高さの基準を対象とする）

(c) 神戸市が都市景観審議会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができると認める建築物等